

「中期まちづくりプラン」分野別計画（素案）

〈1〉安全で心安らぐ優しいまち

【安全・安心】

- 1 防災・減災
- 2 消防
- 3 治水
- 4 交通安全・防犯・消費生活
- 5 平和・友好交流
- 6 人権・男女共同参画・多様性の尊重

1 防災・減災

〈現状と課題〉

- 国内では、東日本大震災や大阪北部地震などの大地震、集中豪雨や大型の台風などによる災害が各地で発生しています。
- 本市では、天井川や内水河川による水害の危険性、木津川などの浸水、生駒断層や南海トラフによる大地震の恐れがあります。
- これまで、避難所運営訓練などを実施し、地域版防災マップの策定を進めるとともに、発災時には、防災メールや電話、FAXなど様々な手段を用いて情報提供に努めました。
- 天井川や河川の内水氾濫による水害の危険性、木津川などの氾濫、生駒断層や南海トラフによる大地震への備えなど、防災・減災・危機管理と併せて、防災広場の整備が必要です。市が進める防災とともに、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組み等が必要です。
- 水道施設の耐震化と定期的な改修や、環境負荷低減、災害時においても安定供給できる強靱な水道施設の構築が必要です。また、これまでに整備した公共下水道や農業集落排水施設の老朽化による機能低下に備え、計画的な維持管理・予防保全が必要です。
- 国土強靱化の取組みが必要です。

〈基本方針〉

- 市民、行政、関係機関が連携して適切に対応する防災・減災体制の強化に努めるとともに、迅速・確実な防災情報の伝達と地域防災力の強化、災害ボランティアセンターとの連携をより密にするなど、危機管理体制の強化を図ります。また、災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進します。
- 木造住宅の耐震化を促進し、橋梁や上下水道施設などインフラの耐震化を進め、災害に強いまちづくりを進めます。

〈施策展開〉

■1 防災・減災・危機管理体制の強化

主要事業	事業概要	担当課
防災・減災・危機管理事業 【重点 II-5】	避難所運営訓練の実施、自主防災組織の育成支援、防災士資格取得支援、防災情報伝達の充実と避難環境の整備による地域防災力の強化。職員の訓練や研修などによる庁内体制の充実。災害ボランティアセンターなど関係機関と連携した広域受援体制の整備	安心まちづくり室
防災広場整備事業 【重点 II-5】	京奈和自動車道田辺西IC西側における災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進	安心まちづくり室

■2 災害に強いまちづくり

主要事業	事業概要	担当課
住宅耐震化等促進事業	木造住宅耐震診断士派遣、耐震改修費補助事業の実施	開発指導課
橋梁長寿命化修繕・耐震補強事業	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の補修工事を行うとともに、跨道橋及び跨線橋について、耐震補強及び落橋防止対策を行うことにより、道路交通の安全を確保し、また維持管理経費を節減	施設管理課 ／都市整備課
老朽水道管更新事業	水道管の老朽化更新に合わせた耐震性の強化により、地震時の応急復旧期間を短縮するため、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)を中心に更新などを推進	上水道課
水道施設維持管理事業	水道施設の耐震化を進め、災害時でも安定して給水できる強い水道を構築。ポンプや電気設備の更新時における省エネルギー、高効率機器の導入を推進	上水道課(薪浄水場)
下水道施設のストックマネジメント事業	下水道施設の老朽化対策を進め、施設の長寿命化を図るとともに、耐震性を強化	下水道課

〈関連計画〉

- ・京田辺市地域防災計画
- ・京田辺市建築物耐震改修促進計画
- ・京田辺市橋梁長寿命化修繕計画
- ・京田辺市水道ビジョン
- ・京田辺市下水道ビジョン
- ・京田辺市国土強靱化地域計画

2 消防

〈現状と課題〉

- 複雑・多様化する災害や事故に対応するため、高機能消防指令システムや耐震性防火水槽の設置、消防車両の更新など、消防施設と消防資機材の充実を図っています。
- 複雑多様化する災害や事故から市民の安全を守るため、消防施設と消防資材の充実とともに、火災の予防や災害の増加・激甚化などに対応できる消防力の充実強化や共同化が必要です。また、地域の防災の要となる消防団員の確保が必要です。
- 高齢化が進展する中で、救急要請への対応が必要です。

〈基本方針〉

- 消防体制の充実強化のため、常備消防力の強化や消防団員の確保、消防団組織の育成、強化により、総合的に消防力を高めるとともに、市民や事業所の防火意識を高めることによって火災予防を進めます。
- 救急救助体制の充実強化のため、救急救命士の育成とともに、市民に対して心肺蘇生法や自動体外式除細動器（A E D）の取扱いなど、救命処置の普及を進めます。

〈施策展開〉

■1 消防体制の充実強化

主要事業	事業概要	担当課
消防体制検討事業	まちづくりの状況や人口状況及び変化する災害状況などを考慮した消防体制の検討	消防総務課
消防団育成・強化事業 【重点 II-5】	消防団員の加入促進、消防に必要な知識技術の習得、小型動力ポンプ付積載車の更新整備など、消防団組織の充実と育成、強化を推進	消防総務課
消防資機材充実事業	複雑多様化する災害に迅速に対応するため、消防施設や消防資機材の充実を図り、常備消防力を強化	警防課
耐震性防火水槽整備事業	地震に伴う火災発生時の対応として、山間部に耐震性防火水槽を整備	警防課
消防車両購入事業	人口増加や複雑多様化する火災などに、迅速に対応するため、更新計画に基づき消防車両を更新し、常備・非常備消防力を強化	警防課
消防指令システム共同化事業	高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線を安定的に稼働させる。消防指令センターの共同化を推進	通信指令室

■2 火災予防の充実強化

主要事業	事業概要	担当課
防火防災啓発事業	火災予防を推進するため、各種広報媒体などを活用した広報を実施。住宅火災における焼死者などを無くすことを目的として、火災を早期発見できる住宅用火災警報器の設置促進。事業所の防災力を向上	予防課
防火意識啓発事業	防火査察・広報活動など防火啓発による、市民・事業所の防火意識の高揚を推進	消防課

■3 救急救助体制の充実強化

主要事業	事業概要	担当課
消防職員技能向上事業	救急救助活動体制の充実強化に向け、救急救命士の養成をはじめ、各種資格取得や技能講習などの受講、各種訓練を実施し、消防職員の知識・技能を向上	警防課
応急手当普及啓発事業	市民や事業所などに対して、心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の取扱いなど、普通救命講習、上級救命講習などを実施し、救命処置の普及を推進	警防課

3 治水

〈現状と課題〉

- 本市は、断面の狭小な天井川や、木津川の水位上昇に伴う排水樋門の閉鎖によって内水排除が困難となる浸水想定区域を多く抱えており、整備が必要です。
- 近年の台風やゲリラ豪雨は、従来の想定をはるかに超えたものとなっており、市民の安全・安心を確保するために、治水対策が必要です。

〈基本方針〉

- 天井川の切下げ改修や断面拡幅などによる河川整備や、樋門改修や強制排水施設の整備による内水排除対策を促進します。
- 市内各所に存在する排水困難地について、小河川及び排水路の整備を進めます。

〈施策展開〉

■1 河川整備・治水対策の促進

主要事業	事業概要	担当課
内水排除対策等促進事業 【重点 II-6】	木津川の堤防補強、防賀川の改修、天津神川の拡幅、馬坂川の切下げなどの河川整備や、新西浜樋門の管理・運用、飯岡久保田樋門への強制排水ポンプ設置などの内水排除対策に関する国・京都府など関係機関への要望及び協議	建設政策推進室

■2 小河川等の整備

主要事業	事業概要	担当課
河川改修事業	水害からの安全性の確保に向けて、安全・安心のまちづくりの骨格をなす都市基盤施設である小河川(吉原川)についての整備改修	都市整備課
排水路整備事業	安心して暮らせる住環境整備として、近年の豪雨に対応するため、草内美泥、興戸地区などの排水路を整備	都市整備課

〈関連計画〉

- ・京田辺市国土強靱化地域計画

4 交通安全・防犯・消費生活

〈現状と課題〉

- 市内の交通事故の発生は、減少傾向にありますが、交通管理者や地域住民などと情報共有を図りながら、交通事故「ゼロ」を目標に取り組むことが必要です。
- 駅周辺などにおける防犯カメラの設置、地域の要望に応じた防犯灯の設置など、地域防犯対策について、さらなる充実が必要です。
- 複雑多様化する消費者問題に対応するため消費生活センターを設置し、相談業務及び啓発活動を進めています。金融商品やインターネットに関するトラブル、高齢者が巻き込まれる事案など消費者被害の未然防止に向けた取組が必要です。

〈基本方針〉

- 警察や関係行政機関と連携の下、本市で発生した交通事故を調査、分析し、効果的な対策を実施します。特に、子どもや高齢者を交通事故から守るため、市民や学校など、関係団体と情報共有を図りながら、交通安全対策を推進します。
- 市民、行政、警察の連携の下、街頭犯罪を抑止できる地域防犯体制の充実と、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯環境の整備により、地域防犯対策を推進します。
- 消費生活相談体制の充実によって消費者の権利の尊重と自立の支援に取り組むとともに、市民、事業者、行政の連携を図り、新たな消費者被害への対応も含めた対策を推進します。

〈施策展開〉

■1 交通安全対策の推進

主要事業	事業概要	担当課
交通安全対策事業	交通安全啓発事業の推進、啓発看板などの作成、警察や関係行政機関と連携した交通安全対策の実施	計画交通課

■2 地域防犯対策の推進

主要事業	事業概要	担当課
防犯推進事業 【重点 II-6】	警察などの関係機関・団体、防犯ボランティアと連携した防犯啓発活動による地域防犯力の強化。防犯情報の発信による啓発、防犯カメラ、防犯灯の設置などの防犯環境の整備	安心まちづくり室

■3 消費者被害対策の推進

主要事業	事業概要	担当課
消費者行政推進事業	消費生活トラブルの解決と被害の未然防止を目的とした消費生活相談体制の充実、消費者意識の啓発(各種講座、消費生活展の開催など)、消費者団体の育成支援、新たな消費者被害への対応・対策	産業振興課

5 平和・友好交流

〈現状と課題〉

- 本市は、平成 23 年に非核平和都市宣言を行い、平和首長会議へ加盟しました。また、小・中学生対象のひろしま訪問事業のほか、平和のつどい・平和展を開催するなど取組みを進めています。
- 戦争体験者が高齢化しているなかで、戦争の記憶や平和の尊さを後世へ語り継ぐ取組みが必要です。
- 市民の国際理解の推進のため、国際交流員の配置や、同志社大学と連携して市民と留学生との交流事業などに取り組んでいます。
- 労働力人口の減少に伴う外国人労働者の受け入れにより、「生活者としての外国人」が増加しており、異文化理解の促進や外国人住民も暮らしやすい環境づくりが必要です。

〈基本方針〉

- 戦争の記憶を風化させず、平和の尊さを広く市民に訴えていくため、平和都市推進協議会と連携を図りながら、各種平和施策を推進します。
- 市民が行う国際交流の取組みへの支援などを通じて、交流の輪を拡げ、市民の国際理解の促進に努めます。
- 行政情報の「やさしい日本語」化や多言語化、日本語学習等の環境整備及び支援、防災意識の向上を図る取組等を行い、外国人住民も暮らしやすいまちづくりを進めます。

〈施策展開〉

■1 平和都市の推進

主要事業	事業概要	担当課
平和都市推進事業	市民の平和意識の高揚などを目的とし、平和都市推進協議会との共催により平和のつどい、平和展、小・中学生平和大使ひろしま派遣事業などを実施	総務室

■2 国際交流の促進と外国人も暮らしやすいまちづくりの推進

主要事業	事業概要	担当課
友好交流事業	海外都市との交流を積極的に進めることにより、市民とりわけ子どもたちの国際理解、国際感覚を醸成	市民参画課
多文化共生事業	「やさしい日本語」化や多言語化によるわかりやすい情報発信、日本語学習等の環境整備及び支援、防災意識の向上を図る取り組み等を行い、外国人住民も暮らしやすいまちづくりを推進	市民参画課

6 人権・男女共同参画・多様性の尊重

〈現状と課題〉

- 人権問題研修会の実施など、人権教育・啓発を進めるとともに、市民相談などの人権擁護の取組みを進めています。
- 男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、意識啓発を進めています。
- 誰もが活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、多様性の尊重が求められています。
- 社会の変化に起因する新たな人権問題などへ迅速に対応できる体制が必要です。
- 生活上の困りごと相談や女性相談などの様々な相談に対応できる体制が必要です。
- 性別に基づく固定的な役割分担意識が根強くあることから、男女共同参画意識のさらなる啓発が重要です。また、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、働き方改革の取組みが求められます。

〈基本方針〉

- 人権意識の高揚を図るとともに、生涯を通じて人権の大切さを学ぶ人権教育・啓発を推進します。また、新たに生じている様々な人権問題に対応する施策を推進します。
- 人権侵害に関する相談に、迅速に対応ができるよう、人権擁護体制を充実します。
- 生活上の困りごと相談や女性相談などの様々な相談に的確に対応できるよう、体制を強化します。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、市民への意識啓発を行うとともに、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を果たすよう努め、相互に連携・協力して取組みを進めます。

〈施策展開〉

■1 人権教育・啓発の推進、多様性の尊重

主要事業	事業概要	担当課
人権啓発推進事業	同和問題(部落差別)をはじめ、障がいのある人、外国人、性的少数者などに対する差別などのあらゆる人権問題を解決するため、ヒューマン映画上映会・人権問題研修会など人権教育と啓発を実施	人権啓発推進課
人権教育推進事業	人権に関する学習活動、人権に関する講演会であるハートフルフェスタの開催、各幼稚園の園児、小・中学校の児童生徒が作成した人権に関する作品展の開催	社会教育課／人権啓発推進課
三山木福祉会館運営事業	人権と福祉のまちづくりの拠点施設として三山木福祉会館を活用し、地域交流を通じた住民間相互理解を深める取組み、人権尊重のための講座開催及び広報啓発活動、各種生活相談などを実施	人権啓発推進課
障がい者自立促進事業	田辺公園をはじめとする市内各所において、子どもから高齢者、障がいのある人まで全ての市民が交流・活躍できる仕組みの構築と利活用の促進	障がい福祉課 農政課

■2 人権擁護体制の充実

主要事業	事業概要	担当課
市民相談事業	人権擁護委員・行政相談委員による「なやみごと相談」、弁護士による「無料法律相談」、職員による「各種相談」の実施	人権啓発推進課

■3 男女共同参画社会の実現

主要事業	事業概要	担当課
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、家庭、地域、学校、職場における取組みの促進、男性の家事・育児参画促進など、ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進。男女共同参画を推進する活動拠点整備に向けた検討	人権啓発推進課
女性交流支援ルーム運営事業	男女共同参画社会の実現に資する拠点施設として、情報ライブラリー、交流スペース、女性のための相談室を備えた女性交流支援ルームを運営。各種相談の実施、関係団体を対象とした情報交換の場の提供や団体の活動支援	人権啓発推進課

〈関連計画〉

- ・京田辺市人権教育・啓発推進計画
- ・京田辺市男女共同参画計画
- ・京田辺市教育振興基本計画

〈2〉 緑に包まれた美しいまち

【緑】

- 1 自然環境・都市緑化
- 2 都市景観・生活環境
- 3 地球温暖化対策・循環型社会

1 自然環境・都市緑化

〈現状と課題〉

- 本市は、甘南備山の緑や木津川の水辺空間をはじめとした豊かな自然環境に恵まれています。
- 一方で、放置林、放置竹林などによる自然環境への影響が懸念されており、市民、事業者、行政が一体となった森林の保全や整備が必要です。
- 田辺公園の拡張整備及び利活用の促進、公園施設の長寿命化対策、「水辺の散策路」の環境整備のほか、公園等の利用環境の充実や広報が必要です。
- すてきなまちなみ支援事業により、市民協働による緑化活動や公園美化活動を促進しています。
- 緑化推進、生垣設置の促進など緑のあふれるまちづくりの推進が必要です。
- まちなみづくりの支援などによる身近なまちなかの緑の適正管理が必要です。

〈基本方針〉

- 市民、事業者、行政が協働して、甘南備山をはじめとする里山の緑の保全と再生に向けた取組みを促進します。
- 農福連携をテーマとした公園の整備や計画的な公園施設の更新を進めるとともに、まちなかで水や緑に親しむ環境整備を進め、市民の健康づくりを促進します。
- 市民協働により、公園や緑地、生垣など、身近なまちなかの緑化に取組み、緑あふれるまちづくりを推進するとともに、街路や緑地など、身近なまちなかの緑を適正に管理する維持管理手法の検討を進めます。

〈施策展開〉

■1 里山の緑の保全と再生

主要事業	事業概要	担当課
森林保全事業 【重点 III-1】	薪甘南備山の豊かな自然環境を守り育てるため、生活環境保全林の維持管理、市造林地の間伐、モデルフォレスト運動を実施。森林環境譲与税を財源とした基金による森林整備の検討	農政課
里山保全事業 【重点 III-1】	「京田辺市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」(仮称)の制定・運用により、里山の自然環境や生活環境等を保全	環境課

■2 公園の整備

主要事業	事業概要	担当課
田辺公園拡張整備事業 【重点 II-4】	子どもから高齢者、障がいのある人まで全ての市民が交流できる拠点となる農福連携をテーマとした公園の整備	公園緑地課
公園施設長寿命化対策事業	公園施設長寿命化対策支援事業計画に基づき、公園施設の更新を適正な時期に行い、施設を長寿命化することで維持管理費のコストを縮減	公園緑地課

■3 街なかで水や緑に親しむ環境整備

主要事業	事業概要	担当課
水辺の散策路環境整備事業	緑を楽しみ水辺に憩いながら、ウォーキングを通じた健康づくりが広がるように水辺の散策路の整備を推進	公園緑地課／健康推進課

■4 市民協働による緑あふれるまちづくり

主要事業	事業概要	担当課
緑化推進事業 【重点 III-1】	公共緑地の保全と緑化意識の啓発やコミュニティぐるみの緑化に関する取組み(市民記念植樹祭、誕生記念樹配布、生垣設置奨励補助など)を促進するとともに、適正な維持管理手法を検討	公園緑地課
すてきなまちなみ支援事業 【重点 III-1】	市民協働による身近な公園や緑地の維持管理を推進	公園緑地課／施設管理課

〈関連計画〉

- ・京田辺市緑の基本計画
- ・京田辺市公園施設長寿命化対策支援事業計画

2 都市景観・生活環境

〈現状と課題〉

- 本市では、新たなまちづくりに合わせ、地区計画により良好な市街地景観の形成を促進しています。
- 市民一斉清掃を実施するなど、市民協働によるまちの美化活動を推進しています。
- 美しい品格のあるまちを目指した取り組みが必要です。
- 環境騒音や環境振動の測定、市内河川の水質検査、自動車による騒音状況の常時監視や面的な評価を継続的に実施し、良好な生活環境の保全に努めています。また、環境パトロールなどにより、不法投棄の防止に取り組んでいます。
- 人口増加や都市化の進展、交通量の増加などによって、騒音や振動の発生が懸念されることから、適切な指導と啓発が必要です。

〈基本方針〉

- 新たなまちづくりに合わせた良好な市街地景観の形成を促進し、美しく品格のあるまちを目指します。
- 美しい環境のなかで、だれもが快適に暮らせるよう、市民協働によるまちの美化を促進するとともに、水質や騒音などの監視や、不法投棄などへの監視体制の強化に努めます。

〈施策展開〉

■1 良好な市街地景観の形成

主要事業	事業概要	担当課
都市計画推進事業	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の進捗管理。地区計画による優良な市街地環境の保持及び美観上の配慮を実施	計画交通課

■2 まちの美化

主要事業	事業概要	担当課
環境保全事業	地域による市内の道路・公園・河川などを対象とした市民一斉清掃の推進。管理されていない空き地内の除草について、土地所有者に対して指導。無秩序な土採取や埋立等事業を抑制するための条例に基づく技術的な指導	環境課
動物適正飼養啓発推進・狂犬病予防事業	動物の適正な飼養の啓発を促進するとともに、狂犬病の予防及びまん延の予防を推進	環境課

■3 水質・騒音等の監視

主要事業	事業概要	担当課
水質・騒音・振動調査事業	市内主要河川の水質検査、環境騒音・環境振動の測定及び騒音規制法第18条の規定による自動車騒音常時監視面的評価の実施	環境課

■4 不法投棄の未然防止

主要事業	事業概要	担当課
不法投棄等監視体制強化事業	環境パトロールの実施と監視カメラなど監視システムの効果的な運用により、不法投棄の未然防止を図るとともに、野焼きなどに対する監視を強化	環境課

〈関連計画〉

- ・京田辺市環境基本計画

3 地球温暖化対策・循環型社会

〈現状と課題〉

- 本市は再生可能エネルギーや環境教育など地球温暖化対策を進めるとともに、「緑に包まれた美しいまち」京田辺を次世代につなぐため、2050年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを令和3（2021）年2月に宣言しました。
- 脱炭素化など環境負荷を可能な限り少なくし、持続可能な社会を形成するために、さらなる取組みが必要です。
- 市民一人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。また「京田辺エコパークかなび」との協働によるリユース事業が大きな効果をあげています。
- 使い終わったもののリユース量の増加、市民一人1日当たりのごみ排出量のさらなる削減に向けた取組みが必要です。また、環境衛生センター甘南備園ごみ焼却施設が更新時期を迎えたため、新たな施設の整備が必要です。

〈基本方針〉

- ゼロカーボンシティの実現に向け、一事業所として公用車の電動車化や公共施設におけるエネルギー効率の向上等に取り組むほか、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、市民会議も活用しながら、再生可能エネルギーの活用や環境に優しいライフスタイル等の啓発により、温室効果ガスの排出削減を推進します。また、市民団体による環境保全活動を支援し、市民協働による環境施策を推進します。
- ごみの減量化・再資源化や適正な処理を推進するとともに、環境負荷が少ないごみ処理施設の整備を目指し、枚方市との可燃ごみ処理の広域化による取組みを進めます。

〈施策展開〉

■1 温室効果ガスの排出削減

主要事業	事業概要	担当課
ゼロカーボンオフィス推進事業	市自らが一事業所として公用車の電動車化や公共施設へのLED照明の導入、新築建造物のZEB化などへ率先して取り組み、温室効果ガスの排出を削減するとともに、市内の機運を醸成	環境課
地球温暖化対策推進事業 【重点 III-2】	温室効果ガスの排出削減目標達成に向け、住宅用蓄電池・太陽光発電システム設置の補助、エネルギー効率のよいライフスタイルや事業活動の啓発など、削減目標達成への取組を推進	環境課

■2 ごみ減量化・再資源化・適正処理の推進

主要事業	事業概要	担当課
ごみ適正処理事業	一般廃棄物の適正処理、安全・安心、安定的な中間処理及び最終処分	清掃衛生課
ごみ減量化推進事業	ごみの減量化やプラスチック等の再資源化を推進するため、再生資源集団回収事業の勧奨、京田辺エコパークかなびの活動支援、市民啓発の実施	清掃衛生課
可燃ごみ広域処理施設整備事業 【重点 III-2】	環境衛生センター甘南備園ごみ焼却施設に代わる環境負荷の少ない新たなごみ処理施設を枚方市との広域化により整備	ごみ広域処理推進課

■3 市民協働による環境施策の推進

主要事業	事業概要	担当課
環境保全活動支援事業	総合的な環境施策の推進を図るため、環境フェスタや参加・体験型イベントなど、市民団体が行う環境保全活動を支援	環境課

〈関連計画〉

- ・京田辺市環境基本計画
- ・京田辺市ゼロカーボンオフィス実行プラン
- ・京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- ・ごみ処理施設整備基本構想
- ・可燃ごみ広域処理施設整備基本計画

〈3〉いきいき健康で明るいまち

【健康】

- 1 健康づくり
- 2 地域福祉
- 3 高齢者福祉
- 4 障がい者福祉
- 5 社会保障

1 健康づくり

〈現状と課題〉

- 本市では、「健やか」「幸せ」という言葉を組み合わせた「健幸」をテーマに、歩く健康づくりや食育、健幸パスポート事業など、健康への意識啓発と健康管理を促進しています。また、疾病がある人も重症化を予防し健康寿命の延伸が図られるような取組みを進めています。
- 健康づくりや地域医療に対する市民のニーズは極めて高く、市民が生涯を心身ともに健康で暮らせる環境づくりと、健康づくりが求められています。また、国内における自殺者数は令和2年以降増加に転じており、生きるための包括的な支援が必要となっています。
- 引き続き、災害時にも対応できる地域医療体制の充実が必要です。
- 引き続き、予防接種や感染症対策が必要です。

〈基本方針〉

- 生涯を通じた健康づくりを基礎として、ライフステージごとに健康課題を明確にし、その解決に向けた疾病予防や早期発見、早期治療などができる健康管理を促進します。また、誰もが自殺に追い込まれないまちを実現するため「生きる支援」の取組みを進めます。
- 医療機関、事業所などの関係機関との連携を推進し、災害時にも対応できる地域医療体制の充実に努めます。
- 予防接種や感染症予防の正しい知識の普及啓発など、感染症対策を進めます。

〈施策展開〉

■1 生涯を通じた健康づくりの推進

主要事業	事業概要	担当課
健康づくり事業 【重点 I-5】	歩く健幸づくり事業、こころの健康づくり事業、受動喫煙防止の推進、健幸パスポート事業など市民の積極的な健康づくりを支援するとともに、食生活改善推進員協議会と連携し、食育を推進	健康推進課
生きる支援推進事業	“生きる”支援計画(自殺対策計画)に基づき、心身の健康づくり、地域や社会とのつながりづくり、孤立をさせない仕組みづくりなど、市民一人ひとりが自分らしくいきいきと生活するための支援を推進	障がい福祉課
高齢者はり・きゅう・マッサージ助成事業	高齢者へのはり、きゅう、マッサージの施術費助成	国保医療課

■2 健康管理の促進

主要事業	事業概要	担当課
成人保健事業	各種検(健)診、健康教育及び健康相談などの保健指導を通じて、生活習慣病の疾病予防や重症化予防を図ることで、市民の健康寿命の延伸、生活の質の向上を推進	健康推進課
国民健康保険特定健康診査等事業	国民健康保険被保険者への特定健康診査、特定保健指導、人間ドックの助成の実施及びデータ管理、府・医療機関と連携した受診勧奨や保健指導による重症化予防	国保医療課
後期高齢者健康診査事業	後期高齢者医療被保険者への高齢者健康診査の実施	国保医療課
後期高齢者医療人間ドック等助成事業	後期高齢者医療被保険者への人間ドックなどの助成	国保医療課

■3 地域医療体制の充実

主要事業	事業概要	担当課
診療所運営事業	休日応急診療所を開設し、休日における市民の初期救急医療を実施。運営方法について、関係機関を含めて検討	健康推進課
医師会等との連携事業	健康づくりや健康管理など市民の健康の保持・増進を図るため、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携。また、災害時の医療救護活動など協力体制を強化	健康推進課

■4 感染症対策の推進

主要事業	事業概要	担当課
感染症対策事業	感染症のまん延及び重症化予防のため、予防接種事業を実施。また、エイズなど感染症の正しい知識の普及啓発、新型インフルエンザ対策など感染症対策の充実	健康推進課

〈関連計画〉

- ・京田辺市健康増進計画・食育推進計画
- ・京田辺市“生きる”支援計画（自殺対策計画）

2 地域福祉

〈現状と課題〉

- これまで、きめ細かい福祉サービスの提供や施設整備などを進め、福祉の充実に取り組んでいます。
- 各地区民生児童委員協議会との連携により、地域の見守り事業などの強化に取り組んでいます。
- 地域の課題が多様化・複雑化し、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、市民がお互いに助け合い、支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性が、より一層高まっています。それらの状況を踏まえ、すべての人々を対象とする地域福祉体制の確立と地域共生社会の構築を目指します。
- 中核となる社会福祉協議会と連携した、地域におけるボランティア団体の育成支援と、市民のボランティア参加の促進に向けた環境づくりへの取り組みが必要です。

〈基本方針〉

- すべての地域住民が支援の対象であり、だれもが生涯にわたり、住み慣れた地域で「一人ひとりの人権が尊重され、その人らしく自立した生活をおくることができる」支援体制を構築します。
- 市民がお互いの個性を尊重し合いながらふれあい、地域の多様な生活課題に向けて、地域全体が一丸となって取り組んでめるネットワークづくりを、社会福祉協議会や市内福祉事業者・団体等と連携して進めます。
- 社会福祉協議会との連携を強化するとともに、地域福祉活動の拠点となる社会福祉センターを有効に活用します。

〈施策展開〉

■1 多機関による情報共有、支援体制の構築

主要事業	事業概要	担当課
重層的支援体制整備事業 【重点 II-4】	市全体の支援機関・地域の関係者が属性や世代を問わず相談を受け止め、切れ目のない支援体制を構築するとともに、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施	社会福祉課

■2 地域における助け合いのネットワークづくり

主要事業	事業概要	担当課
絆ネット支援事業	地域住民主体の福祉活動と様々な団体、企業などがそれぞれの特徴を活かしながら協力し合うネットワークを構築し、地域全体で見守り活動などを支援	社会福祉課

■3 地域福祉活動に参加しやすい環境の整備

主要事業	事業概要	担当課
地域福祉活動の拠点づくり事業	地域福祉増進のため、京田辺市社会福祉協議会との連携をより深め、支援体制を強化。また、福祉関係団体やボランティア団体などの活動の場となる市社会福祉センター等の活動拠点を充実	社会福祉課

〈関連計画〉

- ・京田辺市地域福祉計画

3 高齢者福祉

〈現状と課題〉

- 本市の高齢化率は、全国や京都府に比べ低いものの、すでに24%を超え超高齢社会に入っており、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者世帯、要支援・要介護認定者数も増加傾向にあるため、引き続き体制を強化する必要があります。
- 高齢者の認知症患者数有病率の将来推計によると、認知症患者は令和12年までの間に高齢者の5人に1人を超えると推計されています。引き続き包括的な支援を進めていく必要があります。
- 高齢者が生涯を不安なく、生きがいを持って住み続けることができる地域社会を形成するために、高齢者を地域全体で支えていく仕組みづくりが必要です。労働力人口に占める65歳以上の者の比率は年々上昇しており、人生100年時代を見据えた高齢者が社会の一員として、生活を楽しみ、地域社会に貢献できる環境づくりが求められています。

〈基本方針〉

- 高齢者の生活支援と介護予防を推進し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。
- 地域包括ケアシステムを充実させるため、医療、介護、福祉の関係機関の連携を進めるなど、高齢者などに対する包括的な支援を推進します。
- 高齢者の健康維持、社会参加の促進、生きがいづくりに向けた取組みを進めます。

〈施策展開〉

■1 高齢者の生活支援と介護予防の推進

主要事業	事業概要	担当課
新しい介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者等を対象とした介護予防・生活支援サービス事業及び全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業の推進	高齢者支援課
高齢者在宅生活支援事業	高齢者生活支援ヘルパー派遣、手すりの設置、段差解消などの居住設備改善補助、独居高齢者の24時間安心見守り事業、福祉電話の設置、電磁調理器などの日常生活用具の給付を行うとともに、給食サービス事業、ふとん丸洗い事業などを実施する社会福祉協議会への補助の実施、在宅医療・介護の連携	高齢者支援課
老人医療費助成事業	65歳以上70歳未満で一定の要件を満たす方への医療費窓口負担の一部助成	国保医療課

■2 高齢者などに対する包括的な支援

主要事業	事業概要	担当課
認知症施策推進事業	認知症となっても生きがいをもって、地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症の人の支援拠点づくり事業、認知症の人の運動教室の開催、認知症カフェの設置、SOSネットワーク事業、認知症初期集中支援チームの設置など、当事者と家族に対して支援を行うとともに、認知症サポーターの養成や、図書の展示など、地域や職域で認知症への理解を深めるための啓発活動を推進	高齢者支援課
地域包括支援センター運営事業	地域包括ケアシステムの中核的な組織である地域包括支援センターを運営し、総合相談業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントなどを推進	高齢者支援課
生活支援体制整備事業	協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置を行い、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実と強化、高齢者の社会参加を推進	高齢者支援課
高齢者見守り事業	喜寿、米寿、白寿、紀寿を迎える人に対し、誕生日月に訪問をして祝金(紀寿は祝品も)を贈呈するとともに、生活状況などの聞き取り調査を行い実態を把握。また、個人情報の提供同意を得た場合、担当地区の民生委員に見守りを依頼	高齢者支援課

■3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

主要事業	事業概要	担当課
高齢者いきいきポイント事業 【重点 II-4】	高齢者の社会参加及び生きがいづくりを支援し、介護予防の推進を図るとともに、地域におけるボランティア活動を奨励・推進するため、ボランティア活動に対して奨励金を交付	高齢者支援課
高齢者の身近な居場所づくり支援事業 【重点 II-4】	歩いて通える範囲において高齢者が集うことができるような居場所づくりを支援、また保険事業と介護予防の一体的実施としてフレイル予防教室等を実施	高齢者支援課
老人福祉センター等運営事業	高齢者に憩いの場、交流の場として、安心・快適な環境を提供して高齢者の社会参加機会を充実	高齢者支援課
老人クラブ助成事業	高齢者の地域での社会奉仕活動や友愛訪問活動などの老人クラブ活動の支援を行うため、老人クラブ連合会及び地域の単位老人クラブに助成を行い、組織の育成を推進	高齢者支援課
シルバー人材センター助成事業	高齢者福祉の増進などのため、シルバー人材センターが実施する高年齢者能力活用事業に要する経費の一部を補助	高齢者支援課

〈関連計画〉

- ・京田辺市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

4 障がい者福祉

〈現状と課題〉

- 令和4(2022)年に「障害者総合支援法」が改正されました。
- 障がいのある人が自ら望む生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援のさらなる充実と障がいのある児童に対する支援ニーズの多様化へのきめ細やかな対応が求められています。また、相談支援の質の向上も求められています。

〈基本方針〉

- 障がい者（児）の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解と協力のもとで受けることができるよう、障がい者福祉サービスの充実を図ります。
- 農福連携をテーマとして整備する田辺公園を活用し、障がいのある人の自立と社会参加を促進する仕組みを構築します。また、障がい者団体の育成、支援を進めます。

〈施策展開〉

■1 障がい者福祉サービスの充実

主要事業	事業概要	担当課
自立支援給付事業	障がいのある人の自立支援と福祉の向上を図るため、障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)に基づき介護給付費、訓練等給付費、補装具費、自立支援医療費などを支給	障がい福祉課
地域生活支援事業(障がい者福祉サービス)	障がいのある人の地域での自立を支援するため、障がいの種別に応じて様々なサービスを提供(相談支援事業、日常生活用具給付事業など)。障がいのある人の生活を地域社会全体で支えるサービス提供体制の構築	障がい福祉課
特別障害者手当等給付事業	精神又は身体に重度の障がいのある児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障がいのある人に特別障害者手当を支給	障がい福祉課
障害児通所給付事業	障がいのある児童に対する支援や自立の促進などを図るため、児童福祉法に基づき障害児通所給付費、障害児相談支援給付費などを支給	障がい福祉課
重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障がい児(者)への医療費自己負担額の助成	国保医療課
重度心身障害老人健康管理事業	重度障がいのある後期高齢者への医療費自己負担額の助成	国保医療課

■2 障がいのある人の社会参加の促進

主要事業	事業概要	担当課
地域生活支援事業(社会参加促進)	障がいのある人の地域での社会参加や就労を支援するため、意思疎通支援、手話奉仕員等養成、移動支援、地域活動支援センターなど、障がいの種別に応じて様々なサービスを提供	障がい福祉課
障がい者自立促進事業(再掲)	田辺公園をはじめとする市内各所において、子どもから高齢者、障がいのある人まで全ての市民が交流・活躍できる仕組みの構築と利活用の促進	障がい福祉課 農政課
障害者権利擁護推進事業	障がいのある人の尊厳を守り、障がいのある人の自立及び社会参加を促進するため、虐待防止センター事業、成年後見制度利用支援事業など、権利擁護に対する必要な援助を実施	障がい福祉課

■3 障がい者団体の育成と支援

主要事業	事業概要	担当課
障がい者団体活動等支援事業	障がい者団体の活動を支援することにより、障がい者団体の自立を促進	障がい福祉課

〈関連計画〉

- ・京田辺市障害者基本計画
- ・京田辺市障害福祉計画
- ・京田辺市障害児福祉計画

5 社会保障

〈現状と課題〉

- 少子高齢化、家族のあり方や雇用環境の変化など社会構造の変化により、市民が生涯にわたって安定した生活を営み、安心して暮らすことのできる社会保障の役割は、ますます重要になっています。
- 今後も持続可能な社会保障制度を確立するための制度改正などが予測されることから、適切な対応が必要です。

〈基本方針〉

- 市民が生涯にわたって安定した生活を営み、安心して暮らすことのできる介護保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金などの制度に対する周知と啓発を進め、制度の健全で適正な運営を推進します。また、生活困窮者への自立支援を推進します。

〈施策展開〉

■1 介護保険

主要事業	事業概要	担当課
介護保険運営事務	介護保険事業の安定的・継続的な運営のための、保険料徴収、介護認定、計画作成、保険給付その他介護保険に関する事務	介護保険課

■2 国民健康保険

主要事業	事業概要	担当課
国民健康保険事務	国民健康保険税の賦課徴収、口座振替の促進、未納世帯への督促状の送付、京都地方税機構との連携、短期証の発行、広報などによる納付勧奨、後発医薬品利用推進など	国保医療課

■3 後期高齢者医療制度

主要事業	事業概要	担当課
後期高齢者医療事務	京都府後期高齢者医療広域連合との連携による給付、保険料の賦課徴収、窓口業務、制度の周知と啓発など	国保医療課

■4 国民年金

主要事業	事業概要	担当課
国民年金事務	国民年金加入者に対し、老齢年金の受給権を確保し、安定した将来生活を保障するため、保険料納付の大切さを理解してもらい、着実な納付に結びつけるよう、窓口での勧奨や広報による周知を推進	市民年金課

■5 医療費等助成

主要事業	事業概要	担当課
老人医療費助成事業(再掲)	65歳以上70歳未満で一定の要件を満たす方への医療費窓口負担の一部助成	国保医療課
重度心身障害者医療費助成事業(再掲)	重度心身障がい児(者)への医療費自己負担額の助成	国保医療課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭への医療費自己負担額の助成	国保医療課
重度心身障害老人健康管理事業(再掲)	重度障がいのある後期高齢者への医療費自己負担額の助成	国保医療課
高齢者はり・きゅう・マッサージ助成事業(再掲)	高齢者へのはり、きゅう、マッサージの施術費助成	国保医療課

■6 生活困窮者の自立支援

主要事業	事業概要	担当課
生活保護事業	失業などによる収入の減少や疾病などにより就業できないなど、生活困窮となった人に対し、最低生活の保障と自立の助長を目的として、生活保護法に基づき保護を実施、健康管理支援チームによる被保護者の自立を推進	社会福祉課
自立促進総合対策事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に係る自立相談支援の実施、住居確保給付金の支給、子どもに対する学習支援、生活困窮者貸付事業、その他の生活困窮者の自立を支援する事業を実施	社会福祉課

〈関連計画〉

- ・京田辺市国民健康保険データヘルス計画
- ・京田辺市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）

〈4〉子育てしやすく未来を育む文化薫るまち

【文化・教育】

- 1 子ども・子育て
- 2 就学前～小・中学校教育
- 3 社会教育
- 4 スポーツ振興
- 5 文化振興

1 子ども・子育て

〈現状と課題〉

- 子育て世代包括支援センターと地域子育て支援拠点施設の開設や、ファミリー・サポート・センター事業など、子育て支援の充実を図っています。一方で、育児に不安を抱える保護者が多く見受けられます。
- 全ての妊婦や子育て家庭の孤立感や不安感を解消し、安心して出産・子育てできるよう、支援のさらなる充実と地域住民の積極的な参画が必要です。
- 児童館では親子教室やふれあい広場をはじめ、高齢者や大学生との協働事業を実施しています。
- 引き続き、子どもが健やかに育つ環境づくりが必要です。

〈基本方針〉

- 地域子育て支援センターの機能向上や、気軽に子育て支援施設を利用できる仕組みづくり、相談支援体制の充実、子どもの居場所づくりをはじめ、地域全体で子育てを支えながら、妊娠、出産、育児に対する切れ目のない支援を推進します。
- 各種保育サービスの充実や、子育て支援医療費助成、児童虐待未然防止など、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます。

〈施策展開〉

■1 妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援

主要事業	事業概要	担当課
母子保健事業	産前・産後サポート事業、産後ケア事業、不妊治療助成、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、パパママセミナー、産前産後ヘルパー派遣事業、こんにはあかちゃん事業、乳幼児発達相談事業などを実施	子育て支援課
乳幼児健診事業	3か月児、1歳6か月児、3歳6か月児の節目の時期に心身、歯科などの健康診査を行い、心身の異常や疾病などを早期に発見し、適切な助言指導などを実施。また、保護者の相談や育児不安に対する支援の実施。	子育て支援課
予防接種事業	感染予防、発症予防、症状の軽減、病気のまん延などを防止するため、予防接種法に基づいた各種予防接種事業の実施	子育て支援課
伴走型相談支援事業【重点 I-1】	出産・子育て応援事業として、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ、伴走型の相談支援を経済的援助と併せて実施	子育て支援課
子育て支援拠点強化事業【重点 I-1】	核家族化の進行に伴う育児不安の増大などに対応するため、地域子育て支援センター等の子育て支援拠点施設や相談機関を設置・再編し、子育てに関する情報提供や相談支援を実施。ファミリー・サポート・センター事業では、会員の相互援助活動に関する連絡、調整の実施。これらにより、切れ目のない子育て支援体制を構築	子育て支援課
京田辺市こども計画(仮称)策定事業【重点 I-1】	「第2期子ども・子育て支援事業計画」に定める子育ての環境をソフト・ハードの両面から向上させる内容のほか、少子化に対応する施策や、子ども・若者の貧困への対策など、子ども・若者に関連する事業を一体的にまとめた「こども計画」(仮称)を策定・推進	輝くこども未来室

■2 子どもが健やかに育つ環境づくり

主要事業	事業概要	担当課
子育て支援医療費助成事業	子どもの健康保持や増進を図ることを目的に、0歳から高校生の年齢までの対象児に係る医療費を保護者に代わり一部負担	子育て支援課
ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭や寡婦が自立に向けて取組むための支援として、母子・父子自立支援員による相談・支援などの子育て・生活支援や、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業などの就業支援、児童扶養手当の支給などの経済的支援を実施	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業(再掲)	ひとり親家庭への医療費自己負担額の助成	国保医療課
児童館事業	個別的・集団的な遊びを通じて、児童の健康増進、情操を育むための事業(なかよしクラブ)を実施。また、0～2歳児を対象に親子教室を開催。就学前の乳幼児とその保護者を対象に親子で自由に遊べるふれあい広場などを開催	子育て支援課
児童育成事業(児童虐待未然防止関連)	児童虐待未然防止を目的に、要保護児童対策地域協議会を設置し、家庭児童相談室が中心となり要保護児童や要支援児童などに対する支援を行うとともに、児童虐待未然防止に関する広報、啓発を実施	子育て支援課
子どもイベント開催事業【重点I-1】	家族で安心して楽しめる、子ども中心のイベントを市民と協働して開催	子育て支援課
各種保育サービス事業【重点I-3】	市内在住の保育を必要とする就学前児童の保護者の子育てと就労の両立の支援を目的とした一時的保育事業及び病児保育事業の実施、市立保育所・こども園における看護師の配置による医療的ケア児の受け入れ環境の強化	輝くこども未来室
留守家庭児童会運営事業【重点I-6】	学校の放課後に就労などで家庭での保護が適切に受けられない児童の健全な育成を図るため、民間活力を活かし、留守家庭児童会のサービス向上を推進	社会教育課

〈関連計画〉

- ・京田辺市子ども・子育て支援事業計画
- ・こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針

2 就学前～小・中学校教育

〈現状と課題〉

- 女性の社会進出などにより、幼稚園の園児数が減少傾向にある一方、保育所（園）の園児数は増加傾向にあります。
- 引き続き、質の高い就学前教育・保育の提供が必要です。
- 待機児童対策に取り組みつつ、将来的な就学前児童数の減少も見据えた対応が必要です。また、ニーズが多様化するなか「幼保連携型認定こども園」の整備に取り組むとともに、市立幼稚園及び保育所施設の老朽化対策が必要です。
- 特色ある学校づくりを進めたほか、小・中学校に学校司書を配置するなど、充実を図りました。
- 近年の宅地開発などによって学校における児童・生徒数の偏在が課題になっています。
- 学習意欲や学力の向上に加え、将来を見据え自律的に行動する力や、互いを思いやる態度の育成が必要です。
- 子どもたちが日常生活での危険から自らの心身を守る力の育成が必要です。
- 社会の変化に対応できる力を育むための教育が必要です。
- 不登校やいじめ問題、児童虐待や子どもの貧困などへの対応や子どもが安全に通学できる環境づくりが必要です。
- 学校施設に係る経年的課題に対応するため、引き続き学校施設長寿命化計画に基づく整備、改修等が必要です。

〈基本方針〉

- 幼児の豊かな情操や個性を伸ばし、社会性を育むとともに、小学校へ直接繋がる質の高い就学前教育・保育を提供します。
- 地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園や民間保育園などの整備を進めるとともに、幼稚園・保育所施設の老朽化対策も併せ、計画的に実施します。
- 学習意欲や学力の充実・向上を目指すとともに、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成します。
- 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育を進めます。
- 子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、互いを尊重する態度や人間関係を築く力、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養います。
- 生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を営むために必要な、体力や危機対応能力などを育成します。
- 持続可能な社会づくりへの意欲を高めるとともに、多様性や異文化の理解、情報教育など、社会の変化に対応した教育を推進します。
- 家庭や地域社会との連携による学校の教育力の向上を図ります。
また、ソフト面・ハード面ともに子どもが安心・安全な環境で学ぶことができ、充実した生活が送れる教育環境の充実に努めます。

〈施策展開〉

■1 子どもの健やかな成長を育む質の高い就学前教育・保育の推進

主要事業	事業概要	担当課
就学前教育・保育充実事業	就学前の子どもに小学校へ直接繋がる質の高い就学前教育・保育を提供するため、幼小接続カリキュラムなど市独自のカリキュラムの展開とともに、大学との関係により、就学前教育・保育施設の教員、保育士などを対象とした合同研修会を開催	輝くこども未来室
市立保育所等運営事業	市内在住の保育を必要とする就学前児童の保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市立保育所・市立認定こども園における保育事業、延長保育、健康管理などを実施、小学校との連携強化を推進	輝くこども未来室
民間保育園・認定こども園等運営支援事業	民間保育園・認定こども園・小規模保育事業所を利用する児童に要する費用の給付及び保育事業への支援による保育施設利用時の負担軽減	輝くこども未来室
各種保育サービス事業 (再掲) 【重点 I-3】	市内在住の保育を必要とする就学前児童の保護者の子育てと就労の両立の支援を目的とした一時的保育事業及び病児保育事業の実施、市立保育所・こども園における看護師の配置による医療的ケア児の受け入れ環境の強化	輝くこども未来室
市立幼稚園運営事業	市立幼稚園における幼児教育の充実、園児が安全、快適に過ごせる環境の確保を目指すとともに、新たに給食の提供(外部搬入による弁当給食)、預かり保育事業により、保護者ニーズに対応した幼稚園サービスの向上、小学校との連携強化を推進	輝くこども未来室

■2 就学前教育・保育施設の整備

主要事業	事業概要	担当課
認定こども園整備事業 【重点 I-2】	市中部地域の拠点として、市立河原保育所を市立幼保連係型認定こども園へ移行する。また、市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づき、同地域の草内幼稚園と草内保育所について、施設機能の変更を含めた施設のあり方を検討	輝くこども未来室
民間保育園等整備事業 【重点 I-2】	今後も保育ニーズの高まりが見込まれるなか、待機児童の発生を抑止するため、小規模保育事業をはじめとする保育園などを民設民営方式で整備	輝くこども未来室

■3 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る教育の推進

主要事業	事業概要	担当課
確かな学力充実事業 【重点 I-5】	「全国学力・学習状況調査」等の分析・活用により、個々の学習状況を的確に把握し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の実践や探究的な学習の充実を進め、確かな学力の充実・向上を推進	こども・学校サポート室

■4 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

主要事業	事業概要	担当課
道徳教育の推進事業	豊かな心の育成のため、内面に根ざした道徳性の育成を図るとともに、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れる等、児童生徒が主体的に考え議論する教育を推進	こども・学校サポート室

■5 たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

主要事業	事業概要	担当課
体力・運動能力向上事業	幅広い運動を経験させるとともに、体育の授業や体育的行事の工夫に努めることにより、基礎的な体力、運動能力の向上を推進	こども・学校サポート室
学校給食運営事業 【重点 I-5】	安全・安心で快適な食育環境の確保を図り、児童・生徒が安心できる学校給食を提供。地元産農産物を利用した学校給食を提供	学校給食課

■6 社会の変化に対応する教育の推進

主要事業	事業概要	担当課
国際理解教育事業	国際化社会に対応した教育施策の一環として、外国人の外国語指導助手を導入することにより、生きた外国語(英語)や外国文化・生活に触れる機会を提供し、コミュニケーション能力の向上と国際感覚を養成	こども・学校サポート室
情報教育推進事業	学校のICT環境を整備し活用を進め、より効果的な授業を実現し、子どもたちが情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」や「情報モラル」、「デジタルシチズンシップ」等を育成。また、増加し複雑化する小・中学校の校務の情報化を推進	こども・学校サポート室

■7 教育力の向上

主要事業	事業概要	担当課
小学校・中学校運営事業	小・中学校教育の充実を図るため、適正な人員配置、教材整備など、小・中学校の管理運営を実施	学校教育課
小学校・中学校健康管理事業	児童生徒の健康を保持するための検診の実施(内科、歯科、眼科、耳鼻科検診、心臓検診など)	学校教育課
小学校・中学校就学支援事業	経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に就学援助事業(学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費などの支給)を実施	学校教育課
コミュニティ・スクール推進事業	普賢寺小学校で小規模特認校制度による市内全域からの入学を受け入れるとともに、学校運営協議会の設置により、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進め、児童生徒を健全育成	学校教育課
通学路等安全対策事業	地域と学校、行政が協力し、児童が安全に安心して通学できるように、通学路の通学方法や危険箇所の把握と改善対策を実施するとともに、児童に対する防犯対策を推進	学校教育課
学校施設長寿命化改良事業	学校施設長寿命化計画に基づき、建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な活動が可能な環境づくりを進め、施設の長寿命化と管理運営の効率化を図るなど、適切なマネジメントを推進	学校教育課
児童・生徒数偏在解消事業 【重点 I-4】	培良中学校の特色化等により学校間の生徒数のバランスを改善し、質の高い教育を実現	学校教育課
教育支援センター充実事業 【重点 I-4】	教育支援センターでの不登校児童生徒やその保護者、学校への支援・相談機能や学びの機会の充実	こども・学校サポート室
京田辺市新しい学校づくりプラン(仮称)策定事業 【重点 I-4】	学校施設の適正規模・適正配置、多様な学びに対応できる学習環境、学校附属施設のあり方といった学校環境の整備に関する基本的な方針を策定し、時代の変化に対応した学校環境を整備	学校教育課

〈関連計画〉

- ・京田辺市子ども・子育て支援事業計画
- ・こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針
- ・京田辺市学校施設長寿命化計画
- ・京田辺市教育振興基本計画

3 社会教育

〈現状と課題〉

- 市民がその年齢にかかわらずさまざまな学びを得られるよう、機会や環境を整備してきました。引き続き、生涯学習などを通じて市の未来を支える幅広い人材育成が必要です。
- 社会の多様性が高まるなかで、その多様性を受け入れられるよう、さらなる取り組みが必要です。
- すべての子ども・若者が健やかに成長し、自立、活躍できる社会を目指して、家庭と地域の教育力の向上に取り組んできました。社会環境が目まぐるしく変化するなかで、引き続き、子ども・若者を地域社会全体で見守り、育てる環境が必要です。

〈基本方針〉

- 市民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、自己実現や地域のつながりの形成、地域社会での学習成果の活用に取り組むことができる社会の実現に努めます。
- 一人一人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に努めます。
- すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上と、地域社会の教育力を高め、地域全体で子どもや若者を健やかにはぐくむとともに、地域の全ての人たちが、その絆を深め、人々が互いに思いやり、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを進めます。

〈施策展開〉

■1 生涯学習社会の実現

主要事業	事業概要	担当課
生涯学習推進・支援事業	生涯学習社会の実現を目指すため、京田辺市生涯学習推進計画に基づき人材バンクの派遣登録、ヒューマンカレッジの実施など、学習環境の総合的な整備、充実及び心豊かな社会をつくる自発的な学習活動を推進	社会教育課
中央公民館の講座等開設事業	市民ニーズに即した講座や教室の開設及びサークル活動の活性化の担い手となる人材育成のための講座を開設	社会教育課
分館公民館維持管理事業	分館公民館の新築、改築、増築、改造、敷地の造成工事及び外溝工事を行う場合、市の負担基準に基づき負担金を交付。市民にとって安全・快適な環境づくり及び地域活動拠点を充実	社会教育課
社会教育関係団体等支援事業	地域活動の活性化を図る上で重要な役割を果たしている社会教育関係団体について、団体の自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるよう育成と支援を実施	社会教育課
図書館管理運営事業	中央図書館、分室及び移動図書館の運営を行い、図書館資料を収集、整理、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資する事業を実施	社会教育課
住民センター管理運営事業	市民のコミュニティ活動の推進、生活文化の向上、福祉及び健康の増進のため、北部・中部住民センターの機能充実の検討	市民参画課

■2 人権教育の推進

主要事業	事業概要	担当課
人権教育推進事業(再掲)	人権に関する学習活動、人権に関する講演会であるハートフルフェスタの開催、各幼稚園の園児、小・中学校の児童生徒が作成した人権に関する作品展の開催	社会教育課／人権啓発推進課

■3 家庭・地域社会の教育力の向上

主要事業	事業概要	担当課
青少年健全育成事業	地域・学校パートナーシップ事業、放課後子ども教室事業、二十歳のつどいなどの実施	社会教育課
家庭教育推進事業	地域子育てセミナー、子育て理解講座、地域子育て井戸端会議を実施	社会教育課

〈関連計画〉

- ・京田辺市生涯学習推進計画
- ・京田辺市教育振興基本計画

4 スポーツ振興

〈現状と課題〉

- 市民のスポーツ・レクリエーションへのニーズが多様化するなか、施設の拡充や機会づくりを進めてきました。
- 市民のだれもがそれぞれのライフステージ、体力、目的や意欲などに応じ、生涯にわたって、健康で健全な生活を実現するとともに、スポーツによる交流を促進するため、生活の一部としてスポーツを取り入れられるよう施策を展開することが必要です。
- 国際自転車ロードレース「ツアー・オブ・ジャパン」京都ステージが、毎年5月に本市および精華町を舞台として開催されています。
- 「ツアー・オブ・ジャパン京都ステージ」の開催を契機とした自転車を活用した地域づくりの推進など、特色ある取組みをさらに進め、まちの魅力を高めていく必要があります。
- 引き続き、スポーツ・レクリエーション施設におけるさらなる市民サービスの向上が必要です。

〈基本方針〉

- どのライフステージにおいてもスポーツを楽しめる機会を充実させるとともに、プロスポーツ選手の合宿等を活用し、スポーツによる健康の増進や交流の促進を図ります。また、スポーツを支える人材の育成と確保や、スポーツ団体の活動支援を進めます。
- 市の特色を活かした国際スポーツイベントなどによるまちの魅力づくりに取り組みます。
- 市民ニーズに対応した、スポーツ施設の管理、運営に努めます。
- 野外活動センターは幅広い年代のアウトドア活動の機会を提供できるよう、新たに拡張整備を行い、民間事業者のノウハウにより市民ニーズに対応した管理、運営を行います。

〈施策展開〉

■1 生涯スポーツの機会の充実・活動支援・人材育成

主要事業	事業概要	担当課
スポーツ推進事業 【重点 II-2】	生涯スポーツ機会の充実に向け、小学生向けハンドボール教室、生涯スポーツフェスティバルの開催など、各種スポーツ・レクリエーションイベントの開催や小学生スポーツ活動、高齢者スポーツ活動を促進	文化・スポーツ振興課
体育振興事業	スポーツ情報の積極的な発信やスポーツ推進委員の活動と連携して「生涯スポーツ」の推進を図るとともに、選手激励金制度や市スポーツ賞表彰などを通じて「競技スポーツ」を推進	文化・スポーツ振興課
体育団体等育成事業	NPO法人京田辺市スポーツ協会や京たなべ・同志社スポーツクラブの支援、市民総合体育大会や全国小学生ハンドボール大会の開催支援など、スポーツ振興に関係する団体を育成し活動を支援するとともに、各種競技会への参加、開催を支援	文化・スポーツ振興課
スポーツ合宿等による交流事業 【重点 II-2】	プロスポーツ選手の合宿等を誘致し、スポーツ選手との交流を促進することで、市民のスポーツ活動を活性化	文化・スポーツ振興課

■2 国際競技大会の推進

主要事業	事業概要	担当課
自転車を活用した地域づくり推進事業	国際自転車ロードレース「ツアー・オブ・ジャパン京都ステージ」の開催等を通じて、日常的に自転車を楽しめる取組みやサイクリストを呼び込む取組みを推進	文化・スポーツ振興課
ワールドマスターズゲームズ開催事業	ワールドマスターズゲームズ2027関西のハンドボール競技を本市において開催し、生涯スポーツの機運を醸成	文化・スポーツ振興課

■3 スポーツ・レクリエーション活動拠点の充実

主要事業	事業概要	担当課
有料公園施設運営事業	市民のスポーツニーズに応えるため、より良いスポーツ環境づくりを目指し、田辺中央体育館及び田辺公園プールなどの有料公園施設等の管理及び運営を実施	文化・スポーツ振興課
野外活動施設整備事業 【重点 II-2】	広く市民の余暇活動の支援を図り、より利用者が安全かつ快適に過ごせるよう、新たに施設の拡張整備を行うとともに、民間活力を導入し、利便性と運営の効率性を向上	文化・スポーツ振興課

〈関連計画〉

- ・京田辺市スポーツ推進計画
- ・京田辺市教育振興基本計画

5 文化振興

〈現状と課題〉

- 市民まつりや美術公募展をはじめ、身近に文化を感じられる場を創出するとともに、美術公募展のバーチャル化等により、地域の文化情報を発信しています。
- 文化にふれる機会づくりや文化活動の支援とともに、文化振興の人材育成、文化情報の発信が必要です。
- 市指定文化財等の修理保存や伝統文化の保存と継承を支援しています。文化財の保護・活用事業として、文化財案内板の整備や、文化財に関する講座を開講しています。
- 引き続き、伝統文化や文化財の保存・継承・活用を図るとともに、市史編さん事業の推進が必要です。
- 文化施設を核とした新たな複合型公共施設の基本構想に基づき事業を進める必要があります。

〈基本方針〉

- 市民が気軽に文化にふれることができる機会づくりや個性豊かな文化活動に対する支援に取り組むとともに、これからの文化振興を担う人材の育成、文化情報の発信を進めます。
- 伝統文化や文化財の保存と継承に努めるとともに、文化資源を市民共通の財産として位置づけ、その活用に努めます。また、引き続き、市史編さん事業を進めます。
- 質の高い鑑賞空間や多様な文化活動を行うことができる機能を備え、多彩な事業の展開を通じて文化ネットワークの中心となる文化施設の整備を進めます。

〈施策展開〉

■1 文化にふれる機会の充実・文化活動の支援・人材育成

主要事業	事業概要	担当課
市民まつり開催事業 【重点 II-3】	市民まつりを開催し、市民に文化活動の発表の場を提供するとともに、文化活動への積極的な参加と文化の相互交流を促進し、市の特色を生かした文化振興を図るとともに、新たな文化を創造	文化・スポーツ振興課
文化振興事業 【重点 II-2】	市民に文化・芸術にふれる機会を提供するとともに、文化活動を支援し、市の文化の発展と人材育成に寄与。また、公共空間に芸術作品を展示し、日常生活の中で広く芸術の魅力を発信することで、市民と芸術の接点を増やし、都市格を向上	文化・スポーツ振興課

■2 文化資源の活用

主要事業	事業概要	担当課
埋蔵文化財発掘調査事業	埋蔵文化財発掘調査の実施および報告	文化・スポーツ振興課
文化財保護・活用事業	文化財の新指定、指定文化財の修理などへの助成、市指定無形民俗文化財の保存、継承への助成、文化財案内板の設置及び修繕、文化財に関する講座の開講	文化・スポーツ振興課
史跡広場整備事業 【重点 II-2】	国指定史跡となった天理山古墳群を適切に保存し、史跡広場として市民や子ども達が学び、古墳に親しめる場として整備活用を推進	文化・スポーツ振興課
京田辺市史編さん事業	最新の知見に基づく調査等を実施し、市制施行を経た本市の歴史を辿ることを通じて、ふるさとへの誇りや愛着を育み、地域の将来像を描く基礎とするため京田辺市史を編さん	文化・スポーツ振興課

■3 文化施設の整備と活用

主要事業	事業概要	担当課
文化施設整備事業 【重点 II-2】	複合化・多機能化を目指し、文化施設を核とした新たな複合型公共施設を整備。中央公民館、中央図書館の後継施設として、ホール・生涯学習・図書館機能のほか、行政サービス、コミュニティ関連などの機能を付与。民間活力の導入を積極的に推進	都市みらい室／文化・スポーツ振興課／社会教育課

〈関連計画〉

- ・京田辺市文化振興計画
- ・京田辺市教育振興基本計画

〈5〉 活力にみちた便利で快適なまち

【田園都市】

- 1 土地利用・市街地整備
- 2 道路・公共交通
- 3 都市環境
- 4 産業

1 土地利用・市街地整備

〈現状と課題〉

- 豊かな自然環境や優良な農地とのバランスを大切にしながら、大都市近郊や学研都市の一翼という立地環境や交通条件を生かして、活力あるコンパクトなまちづくりを進めてきました。平成31年(2019年)4月に京田辺市立地適正化計画を公表し、令和4年(2022年)4月には都市計画マスタープランを改定しました。
- 今後も、豊かな自然とのバランスを大切にしながら、利便性が高く、質の高い集約型都市構造の形成が必要です。
- 少子高齢化の進行や人口減少社会の到来に備え、持続可能なまちづくりを進めるため、拠点駅周辺においては、必要な都市機能の一層の集積を図り、更なる市街地整備と再生を進める必要があります。また、関西文化学術研究都市の建設促進が必要です。

〈基本方針〉

- 計画的な土地利用とコンパクトシティによるまちづくりを推進します。また、新たな土地利用の際には、地区計画などを併せて決定するなど、優良な市街地環境を形成するために、より細やかな規制、誘導を行います。
- 拠点駅周辺において、魅力的な都市環境を備えた利便性の高い市街地の整備、再生を進めます。また、学術研究都市エリアの計画的な整備を促進します。

〈施策展開〉

■1 計画的な土地利用とコンパクトシティの推進

主要事業	事業概要	担当課
都市計画推進事業(再掲)	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の進捗管理。地区計画による優良な市街地環境の保持及び美観上の配慮を実施	計画交通課

■2 市街地の整備・再生

主要事業	事業概要	担当課
田辺北地区新市街地整備促進事業 【重点 III-4】	組合施行の土地区画整理事業を促進し、商業、業務、文化、行政サービスなどの多種多様な都市機能が集積した新市街地を形成。ウォークラブルなまちづくりを推進するため、無電柱化等を検討	都市みらい室／建設政策推進室／産業振興課
新田辺東地区まちづくり促進事業	駅前広場や安全・安心な歩行空間の整備及び商業施設などの活性化による生活利便性の高い市街地整備の促進	都市みらい室／産業振興課

■3 学術研究都市エリアの整備促進

主要事業	事業概要	担当課
学研都市建設等促進事業 【重点 III-6】	関西文化学術研究都市の建設を進めるため、南田辺西地区において、関係協議会・機関と連携し、フードテックを核とした整備を促進。市民向けのイベントなど学研都市と連携したまちづくりを推進	企画調整室

〈関連計画〉

- ・京田辺市都市計画マスタープラン
- ・京田辺市立地適正化計画

2 道路・公共交通

〈現状と課題〉

- 新たな市街地整備や産業活動の促進など、持続的なまちの発展を支えるために、道路網の整備が必要です。また、集落間や主要道路との接続道路の整備による道路ネットワーク強化とともに、舗装修繕計画、生活道路舗装修繕計画に基づき舗装修繕による安全確保が必要です。
- 公共交通ネットワークについては、バスの減便や路線廃止など、深刻な課題があります。
- 利用客の減少に伴うバスの減便や運転手不足などの課題に対し、地域公共交通活性化協議会でバス交通、鉄道やタクシーなどの事業者と連携することによる、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成が必要です。
- バリアフリー基本構想に基づき、公共空間のバリアフリー化を進めてきました。
- 段差解消や点字ブロック設置等によるバリアフリー化の継続とともに、あらゆる人々にとって移動しやすい空間づくりが必要です。
- 京田辺市（松井山手）附近に、北陸新幹線の新駅を設置することが決定されています。京都府を中心に、関係団体と連携しながら、北陸新幹線早期整備の促進が必要です。

〈基本方針〉

- 市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進するとともに、集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努めます。
- 鉄道、路線バス、タクシー事業者などの公共交通事業者が参画する地域公共交通活性化協議会での議論を通じて、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指します。また、公共空間等のバリアフリー化を進めるとともに、歩きやすいまちづくりを推進します。
- 京都府を中心に関係団体と連携しながら、北陸新幹線の整備を促進します。

〈施策展開〉

■1 道路の整備促進

主要事業	事業概要	担当課
幹線道路整備促進事業	京奈和自動車道4車線化、国道307号線形改良、都市計画道路松井大住線(府道八幡木津線)、三山木普賢寺線(府道生駒井手線)整備などの国、府など関係機関への要望及び協議、並びに市北部地域の交通混雑の解消に向けた新たな道路ネットワーク整備の検討	建設政策推進室
幹線道路整備事業 【重点 III-5】	都市計画道路大住草内線での測量設計や用地買収など、幹線道路網の整備	都市整備課
道路改良事業	集落間や主要道路との接続道路(町田宮ノ前線、鳥羽田浅池線など)の整備	都市整備課
舗装維持修繕事業	舗装修繕計画に基づき、計画的かつ効率的な舗装修繕工事を行うことにより、道路利用者の安全で快適な通行を確保し、また、道路維持管理費を削減	施設管理課

■2 持続可能な地域公共交通ネットワークの形成

主要事業	事業概要	担当課
地域公共交通計画策定事業 【重点 III-5】	まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成事業。地域公共交通計画の策定、計画に基づく進捗管理	計画交通課

■3 バリアフリー化等の推進

主要事業	事業概要	担当課
バリアフリー化推進事業	高齢者や障がいのある人などすべての人に安全・安心な歩行空間を確保するため、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックなどを整備	都市整備課

■4 北陸新幹線新駅の整備促進

主要事業	事業概要	担当課
北陸新幹線整備促進事業	北陸新幹線の早期整備を促進するために、府を中心に関係機関と連携した建設促進に係る活動を展開。府立田辺高等学校による「北陸新幹線ミニ鉄道」の運行支援などPR活動の展開	企画調整室

〈関連計画〉

- ・京田辺市都市計画マスタープラン
- ・京田辺市立地適正化計画
- ・京田辺市バリアフリー基本構想
- ・京田辺市国土強靱化地域計画

3 都市環境

〈現状と課題〉

- 市営住宅の長寿命化に向けた修繕や改善工事を進めています。一方で、将来的に空家の増加に伴う諸問題が顕在化、深刻化することが懸念されています。
- 引き続き、空家対策等の住宅環境整備とともに、市営住宅の計画的な維持管理が必要です。
- 市民の墓地需要に応えるため、市営墓地の運営を行っています。引き続き、市営墓地の維持管理が必要です。
- 水道施設の耐震化と定期的な改修とともに、環境負荷低減の取り組みが必要です。また、災害時においても安定供給できる強靱な水道施設構築が必要です。
- これまでに整備した公共下水道や農業集落排水施設の老朽化による機能低下に備え、計画的な維持管理が必要です。
- し尿及び浄化槽汚泥等の適正かつ効率的な処理が必要です。
- 下水道事業が持続可能な経営となるよう、経営の安定につながる取組が必要です。

〈基本方針〉

- 住宅のライフサイクルに応じた空家対策など、住宅の環境整備を進めるとともに、市営住宅の計画的な維持管理に努めます。
- 需要に応じた市営墓地の運営に努めます。
- 安全で安定的な水道水の確保のため、老朽化した管路の更新と耐震化などを推進するとともに、設備の省エネルギー対策に取り組みます。
- 公共下水道（汚水）の事業計画に基づく整備を進めるとともに、これまでに整備した施設を安定的に利用できるよう、施設のストックマネジメントを推進します。また、農業集落排水施設の適切な維持管理に努めます。
- し尿及び浄化槽汚泥などについて、適切かつ効率的な処理を進めます。
- 下水道使用料の改定などによって、経営の健全化を図り、持続可能な上下水道経営を進めます。

〈施策展開〉

■1 住宅環境の整備

主要事業	事業概要	担当課
空家等対策事業 【重点 II-6】	住宅のライフサイクルに応じた空家等対策(空家に関する相談会、除却・改修補助など)の実施。若者(大学生など)と高齢者が同居し交流するソリデール事業の実施	開発指導課

■2 市営住宅の維持管理

主要事業	事業概要	担当課
市営住宅長寿命化改修等事業	市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の長寿命化などの整備事業を実施	開発指導課

■3 市営墓地の運営など

主要事業	事業概要	担当課
市営墓地管理事業	大住霊園の維持管理及び使用手続と台帳管理を行い、焼骨の埋蔵及び市民の祭祀の利便を確保	環境課
火葬料補助事業	市民が死亡された場合、火葬場利用における火葬料の一部を補助	環境課

■4 安全で安定的な水道水の確保と省エネルギー対策の推進

主要事業	事業概要	担当課
老朽水道管更新事業(再掲)	水道管の老朽化更新に合わせた耐震性の強化により、地震時の応急復旧期間を短縮するため、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)を中心に更新などを推進	上水道課
水道施設維持管理事業(再掲)	水道施設の耐震化を進め、災害時でも安定して給水できる強い水道を構築。ポンプや電気設備の更新時における省エネルギー、高効率機器の導入を推進	上水道課(新浄水場)
上水道安定供給事業 【重点 III-3】	水源計画の見直し。身近で比較的良質な水源である自己水源について、平常時だけでなく非常時を含めた供給安定性を考え、定期的な改修や新たな取水井の整備を実施	上水道課(新浄水場)

■5 下水道の整備

主要事業	事業概要	担当課
公共下水道整備事業	排水区域の拡大などを含め下水道の事業計画に基づく整備の計画的実施	下水道課
下水道施設のストックマネジメント事業(再掲)	下水道施設の老朽化対策を進め、施設の長寿命化を図るとともに、耐震性を強化	下水道課

■6 その他の汚水処理

主要事業	事業概要	担当課
し尿等の適正処理事業	し尿及び浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥の適正処理、施設機器の定期点検修理、し尿くみ取り料金の徴収、し尿くみ取り施設更新の検討	清掃衛生課

■7 持続可能な上下水道事業の経営

主要事業	事業概要	担当課
料金収納率向上事務	口座振替の推進、効率的な未納料金の回収による収納率向上	経営管理室
下水道使用料適正化事業	料金算定期間を4年間とし、収支均衡を図り、下水道使用料を適正化	経営管理室

〈関連計画〉

- ・京田辺市空家等対策計画
- ・京田辺市市営住宅長寿命化計画
- ・京田辺市水道ビジョン
- ・京田辺市水道事業中期経営計画
- ・京田辺市下水道ビジョン
- ・京田辺市上下水道事業経営戦略
- ・京田辺市国土強靱化地域計画

4 産業

〈現状と課題〉

- 主要な特産物であるお茶や茄子などのブランド化に取り組み、玉露については、全国、関西などの品評会において、農林水産大臣賞・産地賞を受賞しています。地産地消の促進や、京都田辺茄子などの共同選果、共同出荷を促進する共同出荷推進事業に取り組んでいます。
- 農業の担い手は減少傾向にあり、一部には耕作放棄地も見られます。
- 後継者の確保や農地の集積を図るとともに、きめ細かい新規就農支援や営農指導のほか、生産性・効率性向上のための設備への支援が必要です。また、今後も農産物特産品の振興のため、生産農家や団体への支援とともに、市民・消費者へのPRなど、ブランド化や高付加価値化への取組が必要です。
- 農地の保全と多様な活用を図り、魅力あふれる農業と農村を創造するとともに、基盤整備を促進することが必要です。
- 近年、事業所数や従業者数が横ばいで推移していますが、商工業分野における今後の担い手の確保のため、人材確保や事業承継の取組が必要です。
- 市北部、中部、南部それぞれに商業の拠点が形成されてきています。引き続き、魅力ある店舗の集積と市内店舗の利用促進が必要です。
- 観光拠点の整備を行いました。観光客の市内周遊や観光消費の増加に繋がっていないことから、市内での滞在時間を増やし、消費に繋げる取組が必要です。
- 大学や交通網といった地域の資源を活用した産業の創出や企業立地の促進が必要です。

〈基本方針〉

- 安定的な農業の担い手の確保と育成、農業経営の高度化、効率化を図るほか、玉露をはじめとするブランド力のある特産品の振興と販路開拓や幅広い食育による地産地消を推進します。
- 農地の保全と多様な活用を図り、魅力あふれる農業と農村を創造するとともに、基盤整備を促進します。
- 市内商工業の活性化を促進するために、商工業の担い手の支援と育成を図り、経営支援の強化に取り組むとともに、市民、企業の連携を強化します。
- 商業施設などが集積した魅力ある空間を形成し、だれもが買い物しやすい環境づくりに努めます。また、滞在時間の増加による賑わいの創出を図ります。
- 市民とともに魅力的な観光地をつくり、市民にも観光客にも癒しとやすさを提供し、「ひとやすみ」できるまちづくりを目指します。また、周辺市町村との連携による広域的な観光施策を推進します。
- 産学連携による新産業の創出を促進するとともに、交通利便性を生かした企業用地の確保と新たな企業立地の促進による自主財源の確保と雇用の創出に取り組みます。

〈施策展開〉

■1 農業の安定的な担い手の育成

主要事業	事業概要	担当課
農業経営活性化支援事業 【重点 III-6】	効率的な農業経営に向けた農作業受委託の組織づくりや出荷・選果の共同化を促進。生産技術の高度化や新品種の導入への支援など農業経営の近代化促進及び認定農業者など農業の担い手への育成支援	農政課
集落営農等推進事業	地域において農業の将来像を考える体制づくりを推進し、農地の整備、営農の担い手への集約を計画的に進める活動を支援	農政課
水田活用推進事業	水田農業全体としての所得向上などにより、農業者の経営安定と食糧自給率向上。水田の多面的機能維持のため実施する水田農業者への支援	農政課

■2 特産品の振興と販路開拓

主要事業	事業概要	担当課
農業特産物振興事業	魅力ある農産物の振興に向け、茶業振興事業、農業・農村振興事業を推進し、農産物(玉露・碾茶、ナス、えびいもなど)のブランド化や高付加価値化を目指すための取組みなどを支援	農政課

■3 幅広い食育・地産地消の推進

主要事業	事業概要	担当課
体験交流型農業・地産地消・食育推進事業 【重点 I-5】	市民農園や直売所の運営支援、学校給食や食育活動団体への支援など、農業や食文化への理解の向上を図るとともに、農産物の地元での消費を促進する活動への支援	農政課

■4 農地の保全と多様な活用

主要事業	事業概要	担当課
中山間地域・多面的機能保全活動支援事業	中山間地域など耕作条件の不利な地域及びその他の地域における農地の保全活動を推進するため、農地の維持管理のための活動、共同化、農地の流動化などの取組みを支援	農政課
土地改良事業	地域要望による基盤整備促進への支援、府と連携した田辺排水機場の更新並びに市単独土地改良事業を活用した農道舗装などの整備。また、地元が実施する農業用施設の改修などに対する補助金交付及び原材料の支給	農政課
鳥獣被害防止対策事業	野生鳥獣による農作物の被害を抑えるため、有害鳥獣の駆除を実施。また、田辺高校との連携により、ICT機器を用いた捕獲オリを開発し、活用することで作業を効率化	農政課

■5 商工業の担い手の支援・育成と経営支援の強化

主要事業	事業概要	担当課
市民・企業連携推進事業【重点 III-6】	企業の取組や魅力を発信する機会を創出することにより、市民等の企業に対する理解や関心を高め、地域における人材サイクルを構築	産業振興課
商工団体支援事業	小規模事業者を支援する経営改善普及事業や地域振興事業を実施する商工会を支援し、市内企業の活性化を促進。また、商工業活力創出支援事業により、地域商業の活性化を推進	産業振興課
中小企業融資保証料・利子補給事業	中小企業者の経営の安定化のため、中小企業融資保証料・利子補給を行うことなどで資金調達の負担を軽減	産業振興課

■6 商業施設などが集積した便利で魅力ある空間形成

主要事業	事業概要	担当課
田辺北地区新市街地整備促進事業(再掲)【重点 III-4】	組合施行の土地区画整理事業を促進し、商業、業務、文化、行政サービスなどの多種多様な都市機能が集積した新市街地を形成。ウォークラブルなまちづくりを推進するため、無電柱化等を検討	都市みらい室／建設政策推進室／産業振興課
新田辺東地区まちづくり促進事業(再掲)	駅前広場や安全・安心な歩行空間の整備及び商業施設などの活性化による生活利便性の高い市街地整備の促進	都市みらい室／産業振興課
まちなか賑わい創出事業【重点 III-4】	駅前空間など、人が集まる場所を活用した市街地での滞在時間の増加に向けた取組みによる賑わいの創出	産業振興課

■7 観光資源の開発と広域的な観光施策の推進

主要事業	事業概要	担当課
観光推進事業 【重点 II-2】	市民とともに「ひとやすみ」できるまちを目指し、観光協会や案内所の運営支援、天理山古墳群等の地域資源の整備などをおして、豊かな自然、歴史、文化の魅力を広く伝え、観光資源として生かしながら、関係人口と京田辺の逸品・土産物の消費を拡大	産業振興課
広域観光事業	お茶の京都DMOなどとの連携による、広域的な観光施策の推進	産業振興課
自転車を活用した地域づくり推進事業(再掲)	国際自転車ロードレース「ツアー・オブ・ジャパン京都ステージ」の開催等を通じて、日常的に自転車を楽しめる取組みやサイクリストを呼び込む取組みを推進	文化・スポーツ振興課

■8 産学連携による新産業の創出

主要事業	事業概要	担当課
産業創出事業	起業家育成施設入居者への支援とデジタル加工機器等の共同利用施設の運営により快適な事業環境を創造し、技術人材を育成することで、産学連携による新たな事業を創出	産業振興課

■9 利便性を生かした企業立地の促進

主要事業	事業概要	担当課
産業基盤整備事業 【重点 III-6】	新名神高速道路全線開通などの機会を生かし、市の北部・中部・南部において、工業地域の拡大を促進するなど、基盤整備を進めるとともに、京都府などと連携した企業誘致を促進し、自主財源の確保と雇用を創出。事業環境の整備を推進	産業振興課／建設政策推進室
学研都市建設等促進事業(再掲) 【重点 III-6】	関西文化学術研究都市の建設を進めるため、南田辺西地区において、関係協議会・機関と連携し、フードテックを核とした整備を促進。市民向けのイベントなど学研都市と連携したまちづくりを推進	企画調整室

〈関連計画〉

- ・京田辺市産業振興ビジョン
- ・京田辺市都市計画マスタープラン

〈6〉まちづくりプランの推進のために

【市民協働・行財政運営】

- 1 情報発信・参画協働・コミュニティ活動
- 2 交流・連携
- 3 行財政運営・DX

1 情報発信・参画協働・コミュニティ活動

〈現状と課題〉

- SNS等を活用した広報広聴と情報発信の充実が求められています。
- 市民のまちづくりへの意識やシビックプライドの向上、関係人口・交流人口増加につながる市の施策やまちの魅力の積極的な発信が必要です。
- 情報公開制度が浸透し、年間40～80件の開示請求が行われています。
- 適正な文書管理による市政情報などの情報提供を推進するとともに、個人情報保護の徹底が必要です。
- 複雑多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民参画・協働を推進するとともに、コロナ禍で人のつながりが希薄化する中で、区・自治会などをはじめとしたコミュニティ組織の活動や、市民活動団体、学生団体の活動に対する支援が必要です。
- 市の未来を支える幅広い人材や組織の育成が必要です。

〈基本方針〉

- SNSなど多様なコミュニケーションツールを活用して広報広聴機能の充実とまちの魅力発信に努めます。
- 適正な文書管理により市政情報などの情報公開を推進するとともに、個人情報保護の厳格な運用に取り組むなど、開かれた市政を推進します。
- まちづくり協議会など、市民による主体的なまちづくりを支援し、市民参画・協働の推進と地域コミュニティの活性化を図ります。
- 市民活動団体やコミュニティ組織などが持続して発展するための活動拠点の充実を進めます。

〈施策展開〉

■1 広報広聴の充実とまちの魅力発信

主要事業	事業概要	担当課
広報広聴事務 【重点+1-1】	SNSや広報紙、ホームページなど多様な媒体を活用した情報提供と意見収集。出前講座や市長と市民の直接対話による広聴活動。「映(ば)える」スポット、モノなどまちの魅力を市民と協働して発信	秘書広報課

■2 開かれた市政の推進

主要事業	事業概要	担当課
情報公開・個人情報保護事務	適正な文書管理により市民などに市政に関する「知る権利」を保障し、市政運営の透明化と公開性の向上を進め、市の諸活動に対する説明責任を果たすと同時に、厳格な運用のもとで市が保有する個人情報の保護及び自己の個人情報の開示などを保障	総務室

■3 市民参画・協働の推進と地域コミュニティの活性化

主要事業	事業概要	担当課
市民協働推進事業 【重点 II-1】	政策形成過程への市民参画の推進。市民の主体的な地域課題解決に向けた、まちづくり協議会の支援。講座の開設や情報交換の場を提供し、まちづくりを担う団体や人材を育成	市民参画課
地域力創造事業 【重点 II-1】	南部まちづくりセンター「ミライロ」において、市民の主体的な参画による施設運営のもとに、地域住民の交流や市民活動を促進。市民活動の相談窓口を設置し、市民協働を推進。全市的な展開の検討	市民参画課

■4 活動拠点の充実

主要事業	事業概要	担当課
住民センター管理運営事業(再掲)	市民のコミュニティ活動の推進、生活文化の向上、福祉及び健康の増進のため、北部・中部住民センターの機能充実の検討	市民参画課
文化施設整備事業(再掲) 【重点 II-2】	複合化・多機能化を目指し、文化施設を核とした新たな複合型公共施設を整備。中央公民館、中央図書館の後継施設として、ホール・生涯学習・図書館機能のほか、行政サービス、コミュニティ関連などの機能を付与。民間活力の導入を積極的に推進	都市みらい室／文化・スポーツ振興課／社会教育課
分館公民館維持管理事業(再掲)	分館公民館の新築、改築、増築、改造、敷地の造成工事及び外溝工事を行う場合、市の負担基準に基づき負担金を交付。市民にとって安全・快適な環境づくり及び地域活動拠点を充実	社会教育課

2 交流・連携

〈現状と課題〉

- 同志社大学等との「連携協力に関する協定」に基づき、京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ、同スポーツクラブの活動など、幅広い分野での連携・協力を進めています。平成30（2018）年には田辺高等学校と、令和4（2022）年には京都府立大学と、「連携協力に関する協定」を締結し連携を進めています。
- 大学のあるまちとして、協定を締結した各大学などと多様な連携・交流を展開することが必要です。
- 市税徴収や社会保険、ごみ処理の分野などにおいて広域行政を進めるとともに、防災、観光、文化などの分野において都市間交流を進めています。
- 他自治体や機関等との連携による事業の効率化が必要です。

〈基本方針〉

- 地域と大学をつなぐ機関である市大学連携ディスカバリーベースをハブとして、協定を締結した各大学などとの多様な連携・交流を展開するとともに、地域をフィールドに、教員、学生が活発に活動し、市民生活の様々な場面に「大学」が入り込み、「大学のあるまち」として都市の価値（ブランド力）を高めます。
- 広域的な課題解決のほか、本市の強みや外部環境をさらに生かしていくため、必要な分野において関係自治体との連携を推進します。

〈施策展開〉

■1 大学などとの交流・連携推進

主要事業	事業概要	担当課
地学連携推進事業 【重点 II-3】	協定を締結した各大学などが有する特徴を生かした連携事業を推進。市大学連携ディスカバリーベースをハブとして大学の教員や学生が行う市内での活動を円滑にし、これまで以上に活発にさせる一方で、大学の有する豊富な知識、技術、人材を学校の教育現場や地域において活用	市民参画課
学研都市建設等促進事業(再掲) 【重点 III-6】	関西文化学術研究都市の建設を進めるため、南田辺西地区において、関係協議会・機関と連携し、フードテックを核とした整備を促進。市民向けのイベントなど学研都市と連携したまちづくりを推進	企画調整室

■2 広域行政・都市間交流などの推進

主要事業	事業概要	担当課
広域行政推進事業	京都府地方税機構、京都府後期高齢者医療広域連合、枚方京田辺環境施設組合などによる広域行政の推進。京都府南部消防指令センターでの消防通信指令共同化の推進	市民政策推進室 ／経済環境政策推進室 ／通信指令室
都市間交流等推進事業	災害時相互応援協定の取組みをはじめ、防災、観光などの分野における関係都市との交流を推進	市民参画課 ／安心まちづくり室 ／産業振興課

3 行財政運営・DX

〈現状と課題〉

- デジタル化の急速な進展の中で、情報システムの適正管理やデジタル技術の活用等による業務の効率化と市民の利便性の向上が必要です。
- 人材育成基本方針に基づいた人事評価や職員研修を実施するなど、職員の人材育成が必要です。また、人材確保に向け、社会の状況に応じた対策が必要です。
- 令和2年度から令和5年度を計画期間とする行政改革実行計画（前期）に基づき、長期的な財政見通しを踏まえた持続可能な行財政運営等の取り組みを進めてきました。
- 限られた資源を効率的に運用し最大の効果を上げるために、持続可能な行財政運営が必要です。
- 総合的な公共施設マネジメントを推進するとともに、PPP・PFIの促進など民間の活力やノウハウを活用し、効率的で質の高いまちづくりが必要です。

〈基本方針〉

- デジタル技術などの利活用による業務効率化と市民の利便性向上に取り組めます。
- 職員の資質向上や能力開発・意識改革を図り、職員研修を通じて人材育成に取り組めます。また、人材確保・定着等のため、働き方改革を推進します。
- 新たな行政改革大綱に基づき行財政両面での持続可能性を確保しつつ、多様な主体との協働やデジタル技術の活用を積極的に進め、限られた行政資源(財源・人員等)を最大限に生かして、質の高い行政サービスの提供を実現します。
- 公共施設マネジメントを推進するとともに、民間の活力やノウハウを活用し、効率的で質の高いまちづくりを進めます。

〈施策展開〉

■1 効率的・効果的な行政運営の推進

主要事業	事業概要	担当課
DX推進事業 【重点+1-2】	DX推進計画に基づき、デジタル技術やマイナンバーカード等の利活用による行政事務の効率化、デジタル社会にふさわしい行政サービスへの変革	デジタル情報課
第4次総合計画まちづくりプランレビュー 【重点+1-3】	限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、まちづくりプランのレビューやPDCAサイクルに基づいた事務事業評価を実施し、重点プロジェクトなどの実効性のある進捗管理を推進	企画調整室

■2 職員の人材育成・確保

主要事業	事業概要	担当課
人事評価事業	人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上や意識改革を推進するため、人事評価を実施。評価結果を人材育成に活用するとともに、給与処遇などへ反映	職員課
職員研修事業	人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発や意識改革を支援するため、毎年度、職員研修基本方針を定め、職場研修のほか、Web研修などの自主研修や職場外研修、自己啓発を支援	職員課
働き方改革推進事業 【重点+1-2】	テレワークの導入・活用などの働き方改革を推進することでワークライフ・バランスを向上させ、人材を確保	職員課

■3 持続可能な財政運営の推進

主要事業	事業概要	担当課
行政改革推進事業 【重点+1-3】	行政改革大綱に基づき、多様な主体との協働・パートナーシップ構築、デジタル技術の活用と人材育成による行政運営の質の向上、持続可能な財政構造の構築に向けた取組みを推進	企画調整室
ふるさと納税推進事業	返礼品の拡充や寄附ポータルサイトの追加等により、寄附の増収を図り、財源を確保	財政課
企業版ふるさと納税推進事業	企業への提案活動により寄附の増収を図り、財源を確保	企画調整室
賦課徴収事業	市・府民税や固定資産税をはじめとした市税について適正な課税を行い、徴収について納税者が納付しやすい環境を整え、利便性の向上を図るもの	税務課

■4 公共施設マネジメントの推進

主要事業	事業概要	担当課
公共施設マネジメント推進事業【重点+1-3】	公共施設などの総合的かつ計画的な管理の推進、PPP・PFIなどの民間活力導入に向けた検討	企画調整室

〈関連計画〉

- ・京田辺市人材育成基本方針
- ・京田辺市行政改革実行計画（京田辺市行政改革大綱）
- ・京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・京田辺市DX推進計画
- ・京田辺市公共施設等総合管理計画